

千葉県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和2年7月22日

千葉市長 熊谷俊人

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

① 薬局

名称	所在地	指定期間
きらり薬局 幸町店	美浜区幸町2-23-1 マルエツ千葉幸町店2F	令和2年 8月 1日から 令和8年 7月31日まで

② 訪問看護ステーション

名称	所在地	指定期間
夢のまち訪問看護リハビリステーション幕張	花見川区幕張本郷6-26-14 須藤ビル3階	令和2年 8月 1日から 令和8年 7月31日まで

(2) 指定更新

① 病院・診療所

名称	所在地	指定期間
医療法人 三橋病院	中央区亀井町2-3	令和2年 8月 1日から 令和8年 7月31日まで

② 薬局

名称	所在地	指定期間
きらり薬局 鎌取店	緑区おゆみ野4-2-7	令和2年 8月 1日から 令和8年 7月31日まで
薬局アポック 稲毛海岸店	美浜区稲毛海岸5-3-1	令和2年 8月 1日から 令和8年 7月31日まで

③訪問看護ステーション

名称	所在地	指定期間
わかば訪問看護ステーション	若葉区西都賀1-15-4	令和2年 8月 1日から 令和8年 7月31日まで